

児童虐待から子どもを守るための福祉と司法の 新たな連携の仕組みづくり

【提案先】厚生労働省

1. 提案内容

(1) 児童虐待対応における警察や家庭裁判所との新たな連携の 仕組みづくり

○児童相談所と連携した形での、子どもの保護に関する警察の機能強化および保護者への指導に関する家庭裁判所の機能強化を図り、より効果的な三者連携による児童虐待対応の仕組みを構築する

(2) 職員配置基準の見直し・創設と財政措置

○児童相談所職員配置基準の抜本的な見直しと市町の児童相談体制の職員配置基準の創設およびこれら専門職員配置についての県、市町への適切な財政措置

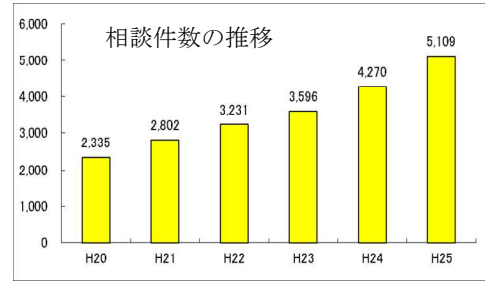
2. 提案の理由

○複雑化・困難化する児童虐待に対応するため、児童相談所と警察および家庭裁判所の三者の連携を強化する必要がある。具体には、保護者が同意しない一時保護等の実施において、子どもの安全確保をより確実なものとするために警察が子どもの身柄確保を担うことや、保護した子どもの家庭復帰を進めるために、家庭裁判所が直接保護者に対して児童相談所の指導を受けるように働きかける仕組みを構築することが必要。

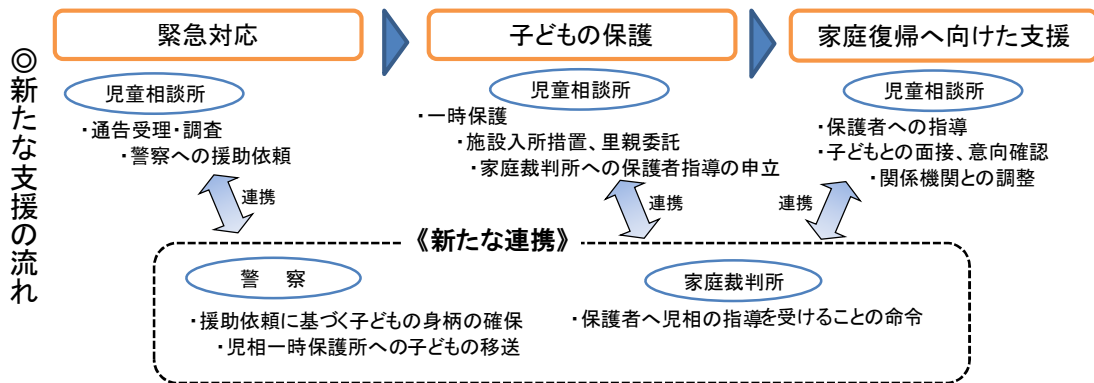
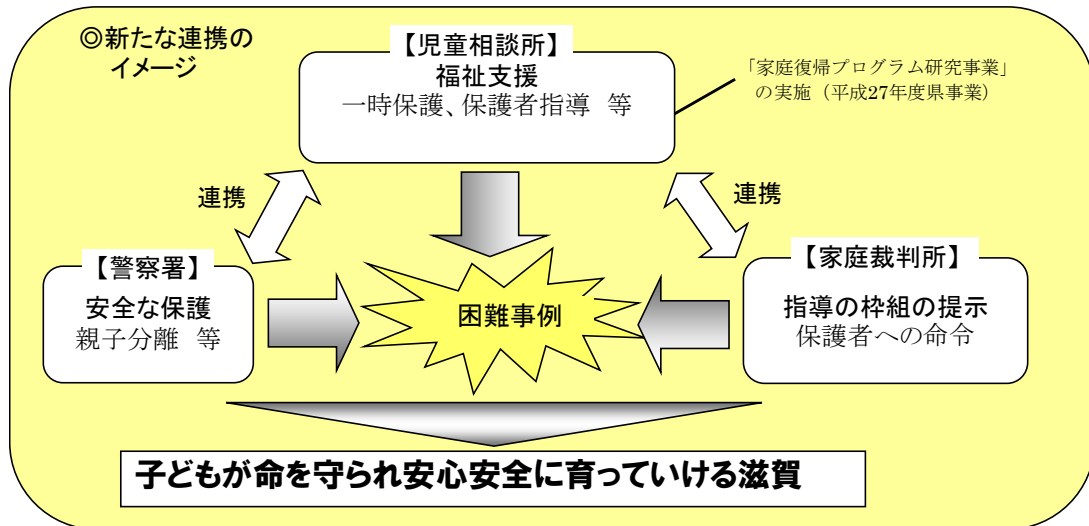
○児童虐待相談件数が増加を続けているにも関わらず、児童福祉司の配置基準は人口を基準に定められており、児童相談所の体制整備が進まない一因となっている。このため、児童相談所の職員配置基準を抜本的に見直すとともに、基準の明確でない児童心理司等他の専門職の配置基準や、児童家庭相談の第一義的な窓口である市町の専門職員の配置基準の創設が必要。また、専門職員の配置についての県、市町への財政措置の拡充が必要。

(本県の取組状況と課題)

- 滋賀県では、県内の被虐待児童の全数把握に努めており、平成25年度の県と市町を合わせた児童虐待相談件数は5,109件であり、県、市町とも体制整備を図るなどしてこれに対応している。



- しかしながら、児童虐待事例は複雑化・困難化を極めており、子どもの命を守り、将来にわたっての健やかな育ちを保障するために、児童相談所、警察および家庭裁判所が、それぞれの専門性をより発揮し連携して対応することが必要となっている。
- 国においても社会福祉審議会児童部会において、「児童相談所が介入によって保護者と対立した後では、保護者が支援を受入れにくい」という課題認識から、「介入機能と支援機能の分離」についての提言がされている。



- 各機関連携による児童虐待対応を推進するために、児童相談所や市町の職員体制のより一層の強化を図る必要がある。

- ★児童相談所の職員配置基準を、里親委託率や継続的な児童虐待対応件数等を勘案した基準へ抜本的に見直す。
- ★市町の専門職員の配置基準を創設する。
- ★専門職員の配置についての県、市町への財政支援を拡充する。